

# 一般社団法人日本脳ドック学会 委員会規定

## (目 的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本脳ドック学会（以下、「当法人」という。）における委員会設置に必要な事項を定める。

## (設 置)

第2条 会務を円滑に実施するため、理事長の諮問に応じ重要事項を審議し、各決議事項の執行にあたり理事会を補佐するための委員会を設置する。

## (種 類)

第3条 委員会は、常置委員会および臨時委員会に区分する。

- ② 常置委員会、臨時委員会ともに、当法人の円滑な業務執行のために理事会の議を経て設置する。
- ③ 臨時委員会は、社会や医療の変化に対応するために設置し、原則としてその期間は2年とするが、必要に際して更新することが可能である。

## (常置および臨時委員会)

第4条 当法人の常置委員会および臨時委員会の名称および職務は、別表 1. 2 のとおりとする。

## (構 成)

第5条 委員会の構成は、委員長1名および委員若干名とする。

- ② 委員長は、理事をもって充てる。
- ③ 臨時委員会の委員長は、原則として理事をもって充てる。

## (委 嘱)

第6条 委員会の委員長は、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

- ② 委員会の委員は、委員長が推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

## (任 期)

第7条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

## (報 告)

第8条 委員長は、委員会における審議内容および活動状況を理事会に報告しなければならない。

- ② 前項の報告は、文書による理事長への報告および理事会での口頭報告とする。

(経 費)

第9条 委員会の活動にかかる経費は、当法人が負担する。ただし、委員は無報酬とする。

(専門部会)

第10条 委員会は、その職務を分担するために、専門部会を置くことができる。

- ② 専門部会の部会員は、委員長の推薦により理事長が委嘱する。
- ③ 専門部会の部会長は、当該専門部会が所属する委員会の委員をもって充てる。
- ④ 委員長は、専門部会を設置したときには、理事会に報告しなければならない。
- ⑤ 専門部会員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- ⑥ 専門部会員は、複数の専門部会員を兼務することができる。ただし、兼務できる専門部会の数は、3専門部会までとする。

(規定の改正)

第11条 この規定の改正は、理事会が決議し、社員総会に報告するものとする。

(雑 則)

第12条 この規定のほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が別に定める。

(付 則)

この規定は、2021年1月8日から施行する。

別表 1. 常置委員会

名 称	職 務
施設認定委員会	日本脳ドック学会による施設認定および更新認定に関する事項
学会報編集委員会	日本脳ドック学会報の編集、発行に関する事項
将来構想検討委員会	日本脳ドック学会における基幹事業の将来設計に関する事項
学術委員会	日本脳ドック学会が主導もしくは協力する医学系研究に関する事項
脳ドックデータベース委員会	日本脳ドック学会が運営する脳ドックデータベースに関する事項
広報委員会	日本脳ドック学会・各委員会の成果の社会発信に関する事項

別表 2. 臨時委員会

名 称	職 務